

# 第150回 定時株主総会招集ご通知

2024年1月1日～2024年12月31日

## 開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時  
(午前9時30分に開場いたします。)

## 開催場所

東京都品川区東大井五丁目23番37号  
当社本店 2階セミナールーム

※本招集ご通知は、電子提供措置事項を記載した書面です。書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、一律に本招集ご通知をお送りしております。

※本総会におけるお土産の配付は行いません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

## 目次

■第150回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	5
■連結計算書類	21
■計算書類	23
■監査報告	25
■株主総会参考書類	31
<会社提案>	
第1号議案 剰余金処分の件	31
第2号議案 取締役9名選任の件	32
第3号議案 監査役2名選任の件	42
第4号議案 捕欠監査役1名選任の件	45
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件	48
<株主提案>	
第6号議案 謹渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件	80
第7号議案 自己株式取得の件	82
第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件	84

**三菱鉛筆株式会社**

証券コード 7976

証券コード 7976  
(発送日) 2025年3月5日  
(電子提供措置の開始日) 2025年2月27日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号

**三菱鉛筆株式会社**

代表取締役社長 数 原 滋 彦

## 第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mpuni.co.jp/ir/stock/index.html#soukai>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7976/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三菱鉛筆」又は「コード」に証券コード「7976」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時  
2. 場 所2025年3月27日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分）  
東京都品川区東大井五丁目23番37号  
当社本店 2階セミナールーム  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)3. 目的事項  
報告事項

1. 第150期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件

## 決議事項

## &lt;会社提案&gt;

## 第1号議案

剰余金処分の件

## 第2号議案

取締役9名選任の件

## 第3号議案

監査役2名選任の件

## 第4号議案

補欠監査役1名選任の件

## 第5号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件

## &lt;株主提案&gt;

## 第6号議案

譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

## 第7号議案

自己株式取得の件

## 第8号議案

社外取締役の員数に関する定款変更の件

以上

~~~~~  
○会社法の改正により、電子提供措置事項について1ページに記載しております各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む本招集ご通知をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ・事業報告のうち、以下の事項
  - ・「主要な事業内容」
  - ・「主要な事業所及び工場」
  - ・「使用人の状況」
  - ・「主要な借入先の状況」
  - ・「会社の株式の状況」
  - ・「会社の新株予約権等の状況」
  - ・「社外役員に関する事項」
  - ・「会計監査人の状況」
  - ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・「会社の支配に関する基本方針」
  - ・「その他会社の現況に関する重要な事項」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

○監査報告の作成に際して監査役が監査した事業報告には、上記事業報告の各事項が含まれております。また、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結計算書類及び計算書類の各事項が含まれております。

○本招集ご通知の記載若しくは電子提供措置事項に修正が生じた場合又は株主総会の運営方法に大きな変更が生じる場合は、1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

## 株主総会への出席による議決権行使

### 開催日時

2025年3月27日（木曜日）  
午前10時（開場 午前9時30分）

議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。  
・代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

## 書面による議決権行使

### 行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時10分到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。  
なお、ご返送いただいた議決権行使書において、賛否の表示をされない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があつたものとして取り扱います。

## インターネット等による議決権行使

### 行使期限

詳細は次ページをご覧ください。

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時10分まで

スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

### 各議案の賛否をご表示ください。

#### 【第1、4、5、6、7、8号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印  
反対の場合：「否」の欄に○印

#### 【第2、3号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印  
全員反対の場合：「否」の欄に○印  
一部の候補者を反対する場合：  
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対する候補者の番号をご記入ください。

### ■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第6、7、8号議案の株主提案に反対の場合のものです。

| 会 社 提 案 |       |           |       |           |
|---------|-------|-----------|-------|-----------|
| 第1号議案   | 第2号議案 | （下記議案を除く） | 第3号議案 | （下記議案を除く） |
| ○       | ○     |           | ○     | ○         |
| ○       | ○     |           | ○     | ○         |

| 株 主 提 案 |       |       |
|---------|-------|-------|
| 第6号議案   | 第7号議案 | 第8号議案 |
| ○       | ○     | ○     |
| ○       | ○     | ○     |

第1号議案から第5号議案までは当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第6号議案から第8号議案は一部の株主様からのご提案です。

**当社取締役会は、第6、7、8号議案（株主提案）に反対しております。  
当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。**

### 【複数回行使された場合の議決権の取り扱い】

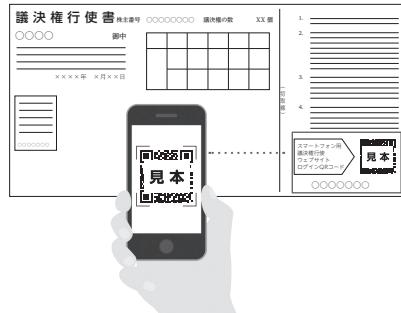
書面とインターネット等により二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるもの有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031 ※受付時間 9:00～21:00

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

# 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用環境の安定を背景に所得の増加から個人消費の堅調さが見られ、緩やかな回復基調にあります。一方で、海外に目を向けると、地政学的要因をはじめとする不安定な国際情勢から原材料やエネルギー価格が高止まりの様相を呈していることに加え、主要国の金融政策の動向や中国経済の先行き懸念が世界経済に与える影響の不確実性から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く外部環境といたしましては、国内市場に限定されず多くの先進諸国で少子高齢化や人口減少といった構造的な問題を抱えていることに加え、デジタル化の進展によって事務用品としての筆記具の需要は縮小傾向にあります。他方、ライフスタイルや価値観の多様化により、お客様が商品に求める役割や体験価値は変化しております。また、インターネットを介した流通の普及により一層ボーダーレス化が進んだことや新興企業の参入といった背景から、品質・コスト面を中心として業界全体の競争環境は激化しつつあります。さらに、環境問題をはじめとするサステナビリティという共通課題は、今や企業活動の中心的な価値観となり、商品やサービスの提供において不可欠なものとなりました。こうした市場環境の変化に迅速に対応し、お客様の求める価値を具現化し続けていくことがより重要となっております。

このような経営環境のなか、当社グループは、「書く（かく）、描く（えがく）」を通じた“表現体験そのもの”を創造することで、すべての人が生まれながらにして持つ個性や才能といった「ユニーク」を表現する機会を創り出すことが、お客様への提供価値ととらえ、「違いが、美しい。」というコーポレートブランドコンセプト（企業理念）に基づき、活動してまいりました。

具体的な活動として、世界販売本数が年間1億本以上の「ジェットストリーム」シリーズから、従来の高級感を維持しつつ、ビジネスシーンだけでなく日常のあらゆる場面に調和するデザインへとリニューアルした「JETSTREAM PRIME（ジェットストリーム プライム）」を発売しました。また、同シリーズの新たな選択肢として、よりかろやかな書き心地を特長とする「JETSTREAM Lite touch ink（ジェットストリーム ライトタッチインク）」を搭載した商品の展開を拡充しました。さらに、十人十色、多様な表現に寄り添

える存在になりたい、暮らしやコミュニケーションが豊かになる色の楽しさを伝えたいという想いから企画した色鉛筆「toirono（トイロノ）」を発売しました。加えて、長期的な成長戦略の一環として、「書く、描く」という体験そのものの価値を広げ、誰もが自分らしく表現できる場を創造するための取り組みとして、本格的に一般財団法人表現革新振興財団の活動を開始するとともに、グローバル市場での事業基盤強化に向け、2024年3月に当社グループに加わったC. Josef Lamy GmbH（Lamy社）との連携を強めることでシナジーを最大化するための体制構築を進め、またインド・東南アジア市場への展開を見据えたインドでの合弁会社設立に着手いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は888億20百万円（前期比18.7%増）、営業利益は121億89百万円（前期比2.9%増）、経常利益は129億52百万円（前期比0.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は112億72百万円（前期比10.9%増）となりました。また、「中期経営計画2022-2024」の最終年にあたる当期は、海外売上高の構成比が約60%に到達するなど、筆記具事業のグローバル化が着実に進展いたしました。新規事業分野においては主に化粧品が好調に推移しております。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、欧米市場における売上が堅調に推移したことや、為替による押し上げ影響により、外部顧客への売上高は864億90百万円（前期比19.3%増）となりました。粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましては、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しいものの、外部顧客への売上高は23億29百万円（前期比1.9%増）となりました。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は39億56百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は39億25百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、ボールペン製造用設備及び金型やサインペン製造用設備及び金型、並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものはありません。

## （3）資金調達の状況

当社は、C. Josef Lamy GmbH 及び Lamy Vermietungs GmbH の持分取得に伴い、新たにシンジケートローンによる総額100億円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、1887年（明治20年）の創業以来、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是のもと、「書く、描く」ということを筆記具という商品を通じてお届けし、より多くのお客様に喜んでいただくことを使命と考え、活動してまいりました。

当社グループを取り巻く市場環境に目を向けると、先進諸国では人口減少と市場の成熟化が進む一方で、新興国では経済成長に伴う消費の拡大が期待されます。また、デジタル技術の発展により、AIやスマートデバイスが日常のさまざまな場面で活用されるようになり、筆記具に求められる役割にも変化が生じています。そのうえ、ライフスタイルや価値観の多様化に加えて、持続可能な社会の実現に向けた意識が高まりつつあることで、お客様が商品やサービスを選択する際の基準に大きな影響を与えています。さらに、市場のボーダーレス化や新興企業の参入などにより、品質やコストを含めた競争が激しさを増しており、こうした変化に適応しながら新たな価値を提供することが求められています。

このような市場環境のもと、当社グループは、創業150年を迎える2036年に向けた「ありたい姿2036(長期ビジョン)」において、これまでの高付加価値筆記具の提供に加えて、多くの人が生まれながらに持つ個性や創造性を解き放つ表現体験そのものを提供していくことを経営方針として掲げています。そして、「世界一の表現革新カンパニー」となることを目指し、進化を続けてまいります。当社グループが今後さらなる発展を遂げるためには、「生まれながらにすべての人がユニークである」という信念のもと、「書く、描く」を通じて、お客様一人ひとりが持つ個性や才能を解き放つこと、そしてこうした“表現体験そのもの”を創造していくことが不可欠であると認識しています。

当社グループは、「ありたい姿2036」の実現に向け、2036年を起点としたバックキャスト思考に基づき、2022年より中期経営計画を段階的に推進しています。その第二段階として、2025年から2027年を対象とする中期経営計画を策定し、基本方針を「uni Advance」と定めました。この方針のもと、筆記具事業の成長継続と多角化を進め、マーケティング強化やエリア拡大を図りながら、高付加価値商品の提供と体験価値の創造に取り組みます。また、非筆記具事業の規模拡大を推進し、異業種との共創を通じたイノベーション創出にも注力してまいります。さらに、当社に関係される多くのステークホルダーの方々との連携を深め、経営基盤を強化することで、持続的な企業成長を実現してまいります。

## (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

### ① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                   | 第147期<br>(2021年12月期) | 第148期<br>(2022年12月期) | 第149期<br>(2023年12月期) | 第150期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年12月期) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 61,894               | 68,997               | 74,801               | 88,820                            |
| 営業利益(百万円)            | 7,520                | 9,243                | 11,851               | 12,189                            |
| 経常利益(百万円)            | 8,309                | 10,128               | 12,889               | 12,952                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 5,658                | 6,951                | 10,166               | 11,272                            |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 100.96               | 125.73               | 186.77               | 204.80                            |
| 総資産(百万円)             | 123,792              | 130,801              | 146,007              | 176,881                           |
| 純資産(百万円)             | 97,673               | 105,002              | 116,860              | 130,708                           |
| 1株当たり純資産額(円)         | 1,715.15             | 1,874.99             | 2,110.06             | 2,320.42                          |

### ② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 第147期<br>(2021年12月期) | 第148期<br>(2022年12月期) | 第149期<br>(2023年12月期) | 第150期<br>(当事業年度)<br>(2024年12月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 45,507               | 49,138               | 50,603               | 56,774                          |
| 営業利益(百万円)     | 4,514                | 5,352                | 5,766                | 8,643                           |
| 経常利益(百万円)     | 6,692                | 6,947                | 7,345                | 14,090                          |
| 当期純利益(百万円)    | 5,096                | 5,221                | 6,656                | 14,087                          |
| 1株当たり当期純利益(円) | 87.30                | 90.59                | 117.22               | 245.45                          |
| 総資産(百万円)      | 93,551               | 96,386               | 105,330              | 129,669                         |
| 純資産(百万円)      | 70,506               | 74,304               | 80,686               | 94,432                          |
| 1株当たり純資産額(円)  | 1,210.30             | 1,296.04             | 1,423.19             | 1,637.51                        |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資 本 金     | 当社の出資比率          | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------------|-----------|------------------|---------------|
| 山形三菱鉛筆精工株式会社                        | 20百万円     | 100.0%           | 当社仕様製品の製造     |
| 三菱鉛筆東京販売株式会社                        | 18百万円     | 99.5<br>(33.5)   | 当社製品の卸売販売     |
| 三菱鉛筆関西販売株式会社                        | 15百万円     | 100.0<br>(50.0)  | 当社製品の卸売販売     |
| ユニ工業株式会社                            | 50百万円     | 100.0            | 粘着テープの製造販売    |
| MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. | 6,951千米ドル | 100.0            | 当社仕様製品の製造     |
| uni-ball Corporation                | 2,999千米ドル | 100.0<br>(100.0) | 当社製品の卸売販売     |
| C. Josef Lamy GmbH                  | 3,100千ユーロ | 100.0            | 筆記具の製造販売      |

(注) 1. ( ) 内は間接所有の割合で内数です。

2. MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD.は、2024年2月16日付で増資を行い、資本金が増加しております。

3. 2024年3月15日付でC. Josef Lamy GmbHの全持分を取得し、連結子会社といたしました。

## (7) 主要な事業内容

主要な事業内容につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## (8) 主要な事業所及び工場

主要な事業所及び工場につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## (9) 使用人の状況

使用人の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## (10) 主要な借入先の状況

主要な借入先の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

**(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(12) 他の会社(外国会社を含む)の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(13) 他の会社(外国会社を含む)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社は、2024年3月15日付で、C. Josef Lamy GmbH及びLamy Vermietungs GmbHの全持分を取得し、連結子会社としております。

**(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 会社の株式の状況**

会社の株式の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

**3. 会社の新株予約権等の状況**

会社の新株予約権等の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## 4. 会社の役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                  |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 数 原 英 一 郎 | カシオ計算機株式会社 社外取締役<br>富士急行株式会社 社外監査役<br>C. Josef Lamy GmbH アドバイザリーボードメンバー                                                       |
| 代表取締役社長   | 数 原 滋 彦   | 新規事業担当兼内部監査担当<br>山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長<br>uni-ball Corporation CEO<br>C. Josef Lamy GmbH アドバイザリーボードメンバー<br>一般財団法人表現革新振興財団 代表理事 |
| 取締役専務執行役員 | 切 田 和 久   | 技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当                                                                                                        |
| 取締役常務執行役員 | 鈴 木 孝 雄   | 人事担当兼システム担当兼法務担当                                                                                                              |
| 取締役常務執行役員 | 山 村 伸 夫   | 国内営業担当兼商品開発担当                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 永 澤 宣 之   |                                                                                                                               |
| 社 外 取 締 役 | 青 山 藤 詞 郎 | 佐藤製葉株式会社 社外監査役                                                                                                                |
| 社 外 取 締 役 | 斎 藤 麻 子   | 株式会社BLOOM 代表取締役<br>株式会社ヤオコー 社外取締役<br>スパークス・グループ株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社サーキュレーション 社外取締役                                       |
| 社 外 取 締 役 | 嶋 本 正     | セイコーエプソン株式会社 社外取締役<br>リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役<br>PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 村 上 恵 美   |                                                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役 | 小 川 浩 央   |                                                                                                                               |
| 社 外 監 査 役 | 梶 川 融     | 太陽有限責任監査法人 会長<br>SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役（監査委員会委員）<br>キッコーマン株式会社 社外監査役<br>株式会社柿安本店 社外監査役                                       |
| 社 外 監 査 役 | 石 田 修     |                                                                                                                               |

(注) 1.当事業年度中の会社における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名    | 異動後                              | 異動前                                 | 異動年月日      |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 数原 滋彦 | 代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当            | 代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当兼生産担当兼全社生産技術担当 | 2024年1月1日  |
| 切田 和久 | 取締役専務執行役員 技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当 | 取締役常務執行役員 技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当    | 2024年3月28日 |
| 鈴木 孝雄 | 取締役常務執行役員 人事担当兼システム担当兼法務担当       | 取締役上席執行役員 人事担当兼システム担当兼法務担当          | 2024年3月28日 |
| 山村 伸夫 | 取締役常務執行役員 国内営業担当兼商品開発担当          | 常務執行役員 国内営業担当兼商品開発部長                | 2024年3月28日 |

- 2.社外取締役斎藤麻子氏は、当事業年度中に、スパークス・グループ株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
- 3.社外取締役嶋本正氏は、当事業年度中に、株式会社野村総合研究所の特別顧問を退任いたしました。
- 4.社外監査役石田修氏は、当事業年度中に、株式会社横浜スタジアムの監査役を退任いたしました。
- 5.当社は、社外取締役である青山藤詞郎氏、斎藤麻子氏及び嶋本正氏並びに社外監査役である梶川融氏及び石田修氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
- 6.社外監査役梶川融氏は、公認会計士としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7.社外監査役石田修氏は、金融機関における企業経営者及び監査役としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 8.取締役数原英一郎氏及び数原滋彦氏は、当事業年度中に、当社連結子会社であるC. Josef Lamy GmbHのアドバイザリーボードメンバーに就任いたしました。
- 9.当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況       |
|--------|-------|--------------------|
| 上席執行役員 | 長谷川直人 | 財務担当兼総務担当          |
| 上席執行役員 | 手島修   | 海外営業部長             |
| 上席執行役員 | 蛇川寿史  | 経営企画室長             |
| 執行役員   | 小宮基裕  | 化粧品事業担当            |
| 執行役員   | 早尾栄   | サステナビリティ推進室長       |
| 執行役員   | 平野功一  | 生産担当兼全社生産技術担当      |
| 執行役員   | 荻原康明  | 技術担当、知的財産担当兼産業資材担当 |
| 執行役員   | 市川秀寿  | 研究開発フェロー           |

## (2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については、500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役については、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (4) 補償契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外としております。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適法性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。なお、被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分             | 支給人員        | 報酬等の額             |              |                          | 合計                |
|----------------|-------------|-------------------|--------------|--------------------------|-------------------|
|                |             | 基本報酬<br>(金銭報酬)    | 賞与<br>(金銭報酬) | 譲渡制限付<br>株式報酬<br>(非金銭報酬) |                   |
| 取締役            | 9名          | 294百万円            | —            | 31百万円                    | 326百万円            |
| 監査役            | 5名          | 62百万円             | —            | —                        | 62百万円             |
| 合計<br>(うち社外役員) | 14名<br>(5名) | 357百万円<br>(47百万円) | —            | 31百万円<br>(—)             | 389百万円<br>(47百万円) |

- (注) 1.譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式であり、役員退任時に譲渡制限を解除することを基本としております。
- 2.当社は、2017年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後、引き続き在任する取締役11名（うち2024年12月31日現在において在任する取締役は4名です。）に対しては、取締役の退職慰労金制度廃止までの在任期間に応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。

(7) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

| 区分  | 報酬区分                     | 株主総会の<br>決議年月日                   | 決議の内容                                                                                                                                                                                                | 当該決議の定めに<br>係る役員の員数                                 |
|-----|--------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 取締役 | 基本報酬・賞与<br>(金銭報酬)        | 2019年3月28日<br>開催の第144回定<br>時株主総会 | 取締役の報酬等の額として一事業<br>年度当たり500百万円以内（うち<br>社外取締役分年額60百万円以<br>内。ただし使用人兼務取締役の使<br>用人分の給与は含まない。）                                                                                                            | 第144回定時株主<br>総会終結時におけ<br>る取締役9名（う<br>ち社外取締役3<br>名。） |
|     | 譲渡制限付株式<br>報酬<br>(非金銭報酬) | 2020年3月26日<br>開催の第145回定<br>時株主総会 | 譲渡制限付株式に関する報酬等と<br>して取締役（社外取締役を除<br>く。）に支給する金銭報酬債権の<br>限度額は、上記株主総会決議で承<br>認された報酬枠とは別枠で一事業<br>年度当たり100百万円以内（た<br>だし、使用人兼務取締役の使用人分<br>給与は含まない。）とし、各事業<br>年度において割り当てる譲渡制限<br>付株式の数の上限は、100,000株<br>とする。 | 第145回定時株主<br>総会終結時におけ<br>る取締役5名（社<br>外取締役を除<br>く。）  |
| 監査役 | 基本報酬<br>(金銭報酬)           | 2018年3月29日<br>開催の第143回定<br>時株主総会 | 監査役の報酬等の額として100百<br>万円以内                                                                                                                                                                             | 第143回定時株主<br>総会終結時におけ<br>る監査役5名                     |

## (8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、業務執行を行う取締役については中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬とすること、社外取締役については職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計することとしております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、基本報酬、賞与及び株式報酬によって構成することとしております。基本報酬は、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、会社の業績や経営内容に加え、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で、各取締役の役位や役割、責任範囲に基づいて決定し、毎月、月額報酬として支給することとしております。賞与は、会社の業績や経営内容、従業員に対する賞与の支給状況等を踏まえて、特に支給することが相当と認められる場合に限り、株主総会において承認されている報酬総額の限度内において、支給を決定することとしております。また、株式報酬は、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の割当て数とその額は、株主総会においてご承認いただいた範囲内で、他企業の水準等を考慮した上で決定し、定時株主総会後に付与をして役員退任時に譲渡制限を解除することを基本とすることとしております。

社外取締役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることから、基本報酬のみとし、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、その職責及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定し、毎月、月額報酬として支給することとしております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で取締役会において決定することとしております。当社の取締役の個人別の基本報酬及び賞与にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、取締役会の決議によって、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定にかかる方針に従い、指名・報酬委員会の審議結果を尊重して決定することを、代表取締役会長数原英一郎氏又は代表取締役社長数原滋彦氏に対して委任し、これに従って代表取締役会長若しくは代表取締役社長が決定、又は代表取締役会長及び代表取締役社長が

協議の上で決定することとしております。その際、代表取締役会長又は代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議結果を尊重しなければならないこととしております。また、当社の取締役の株式報酬にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定にかかる方針に従い、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会において決定することとしております。

当社は、取締役の報酬等の決定における客觀性と透明性を確保することを目的として、独立役員である社外取締役及び社外監査役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬制度の設計に関しては、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会で決定することとしております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその内容について上記の決定に係る方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会及び代表取締役においては、指名・報酬委員会の審議結果を尊重し決定をしていることから、取締役会としても、その決定内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

#### **(9) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項**

当社の監査役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、監査役については監査の職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計しております。

監査役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監査の職責を負うことから、基本報酬のみとし、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、その職責及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定し、毎月、月額報酬として支給しております。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び監査役の報酬等の具体的な金額については、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、監査役の協議を経た上で、常勤監査役に一任しております。

#### **(10)取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

当事業年度におきましては、当社の取締役の個人別の基本報酬及び賞与にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、2024年3月28日開催の取締役会の決議によって、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定に係る方針に従

い、指名・報酬委員会の審議結果を尊重して決定することを、代表取締役会長数原英一郎氏に対して委任し、これに従って代表取締役会長が決定いたしました。

代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているためですが、取締役会から委任を受けた代表取締役会長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び評価の透明性を確保する観点から、代表取締役会長は、指名・報酬委員会の審議結果を尊重して決定しなければならないものとしております。

#### (11)社外役員に関する事項

社外役員に関する事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

### 5. 会計監査人の状況

会計監査人の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした累進配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充てていく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と累進配当の継続を念頭におきながら、財政状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、株主総会参考書類31ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり25円（うち普通配当24円、特別配当1円）とさせていただきたく存じます。本議案が承認可決されると、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金21円とあわせて46円（前事業年度から6円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は、18.7%となります。なお、中間配当及び期末配当金につきましては、2023年10月26日に公表いたしました「今後の特別配当の実施予定に関するお知らせ」のとおり、特別配当として合計2円を含んでおります。

また、当事業年度におきましては、財務状態や株価の推移等を勘案した結果、利益還元策のひとつとして643,700株の自己株式を取得いたしました。

## 7. その他会社の現況に関する重要な事項

その他会社の現況に関する重要な事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

~~~~~

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	95,205	流 動 負 債	24,396
現 金 及 び 預 金	41,349	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	10,014
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	19,586	短 期 借 入 金	1,736
棚 卸 資 産	30,430	未 払 法 人 税 等	2,849
そ の 他	4,072	賞 与 引 当 金	723
貸 倒 引 当 金	△234	未 払 金	3,833
固 定 資 産	81,676	そ の 他	5,238
有 形 固 定 資 産	31,817	固 定 負 債	21,776
建 物 及 び 構 築 物	15,117	長 期 借 入 金	9,887
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,184	繰 延 税 金 負 債	7,700
土 地	3,328	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,951
建 設 仮 勘 定	3,797	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59
そ の 他	2,389	そ の 他	1,177
無 形 固 定 資 産	12,190	負 債 合 計	46,173
の れ ん	5,739	(純資産の部)	
商 標 権	5,267	株 主 資 本	107,909
そ の 他	1,184	資 本 金	4,497
投 資 そ の 他 の 資 産	37,668	資 本 剰 余 金	3,964
投 資 有 価 証 券	26,130	利 益 剰 余 金	104,604
投 資 不 動 産	5,917	自 己 株 式	△5,156
繰 延 税 金 資 産	618	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	20,448
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,889	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,522
そ の 他	1,195	為 替 換 算 調 整 勘 定	6,689
貸 倒 引 当 金	△83	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,236
資 产 合 計	176,881	非 支 配 株 主 持 分	2,351
		純 資 产 合 計	130,708
		負 債 純 資 产 合 計	176,881

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

科 目										金 額	
売上高										(百万円)	
売上原価										88,820	
販賣費										41,980	
営業収益										46,840	
営業外収益										34,650	
										12,189	
受取手形益										191	
受取配当金										535	
受取地代金										292	
受取保険金										23	
受取差金										57	
受取助成金										10	
業外費用										228	
支払手数料										99	
シングルジケート手数料										211	
投資事業の手数料										143	
経常利益										59	
特別利益										62	
										576	
特別損失										12,952	
固定資産売却益										3,626	
投資有価証券売却益										110	
投資有価証券償却損										173	
固定資産除去損										83	
工場再編損										25	
子会社役員退職損										108	
										4	
税金等調整前当期純利益										220	
法人税、住民税及び事業税										4,950	
法人税等調整額										130	
当期純利益										5,080	
非支配株主に帰属する当期純利益										11,561	
親会社株主に帰属する当期純利益										289	
										11,272	

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	44,977	流 動 負 債	18,841
現 金 及 び 預 金	12,906	支 払 手 形	1,930
受 取 手 形	354	掛 金	8,456
売 掛 金	16,699	短 期 借 入 金	1,720
棚 卸 資 産	9,960	未 未 払 費 用	2,694
未 収 入 金	3,049	未 未 払 法 人 税	890
未 収 消 費 税 等	1,428	賞 与 引 当 金	2,077
そ の 他	579	そ の 他	314
固 定 資 産	84,692	固 定 負 債	16,395
有形固定資産	20,918	長 期 借 入 金	9,887
建 構 築 物	12,893	繰 延 税 金 負 債	5,558
機 械 及 び 装 置	64	退 職 給 付 引 当 金	410
車両運搬具	3,176	そ の 他	539
工具、器具及び備品	457	負 債 合 計	35,237
土 地	2,109	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	2,212	株 主 資 本	81,911
無形固定資産	408	資 本 金	4,497
ソ フ ト ウ エ ア	368	資 本 剰 余 金	3,582
そ の 他	39	資 本 準 備 金	3,582
投資その他の資産	63,365	利 益 剰 余 金	78,247
投 資 有 価 証 券	26,120	利 益 準 備 金	824
投 資 不 動 産	5,917	そ の 他 利 益 剰 余 金	77,423
関 係 会 社 株 式	27,358	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,924
長 期 貸 付 金	1,581	別 途 積 立 金	44,585
長 期 前 払 費 用	206	繰 越 利 益 剰 余 金	29,913
前 払 年 金 費 用	1,718	自 己 株 式	△4,416
そ の 他	545	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,521
貸 倒 引 当 金	△83	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,521
資 产 合 計	129,669	純 資 产 合 計	94,432
		負 債 純 資 产 合 計	129,669

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年1月1日から)

(2024年12月31日まで)

科	目	金	額
売	上原高価益		(百万円)
売	上総利益	56,774	
販	費及び一般管理費	32,957	
営	業外収益	23,816	
営	受取利息及び配当金	15,173	
営	為替差益	8,643	
営	受取地代家賃他		
		4,900	
		438	
		507	
		138	
			5,984
営	業外費用		
	支払利息	87	
	賃貸費用	211	
	シンジケート口一 手数料	143	
投	資事業組合管理費	59	
そ	の他	37	
			538
経	常利益		
特	別利益	14,090	
固	定資産売却益		
投	資有価証券売却益	3,620	
受	取補償金	110	
		170	
特	別損失		
固	定資産除売却損失	80	
工	場再編損失	25	
税	引前当期純利益	105	
法	人税、住民税及び事業税	17,885	
法	人税等調整額	2,977	
当	期純利益	819	
			3,797
			14,087

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

2025年2月10日

有限責任あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田宏高  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田坂真子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田宏高  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田坂真子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第150期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役	村上 恵美	㊞
常勤監査役	小川 浩央	㊞
社外監査役	梶川 融	㊞
社外監査役	石田 修	㊞

以上

# 株主総会参考書類

＜会社提案＞

## 第1号議案 剰余金処分の件

第150期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円（うち普通配当24円、特別配当1円）

なお、この場合の配当総額は、1,441,702,125円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位、担当	属性
1	数原 英一郎	代表取締役会長	再任
2	数原 滋彦	代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当	再任
3	切田 和久	取締役専務執行役員 技術統括兼全社品質担当 兼サステナビリティ担当	再任
4	鈴木 孝雄	取締役常務執行役員 人事担当兼システム担当 兼法務担当	再任
5	山村 伸夫	取締役常務執行役員 国内営業担当兼商品開発 担当	再任
6	青山 藤詞郎	社外取締役	再任 社外 独立役員
7	斎藤 麻子	社外取締役	再任 社外 独立役員 女性
8	嶋本 正	社外取締役	再任 社外 独立役員
9	本坊 吉博	-	新任 社外 独立役員

**再任** 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立役員** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	<p>す はら えいいちろう 数 原 英一郎 (1948年7月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年8月 当社入社 1980年3月 当社取締役 1982年3月 当社常務取締役 1985年3月 当社取締役副社長 1987年3月 当社代表取締役社長 2015年6月 エーザイ株式会社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役会長兼社長 2020年3月 当社代表取締役会長（現任） 2020年6月 富士急行株式会社社外監査役（現任） 2023年6月 カシオ計算機株式会社社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 カシオ計算機株式会社 社外取締役 富士急行株式会社 社外監査役 C. Josef Lamy GmbH アドバイザリーボードメンバー</p>	467,407株

[取締役候補者とした理由]  
1987年に当社代表取締役社長に就任して以来、優れたリーダーシップを発揮し、長年にわたり社業を牽引してまいりました。これまで当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきたことに加え、今後監督機能のさらなる強化を目指すうえで、その豊富な経験と幅広い知見及び当社グループを俯瞰的に捉える視点が不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重複する場合は、 重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	<p>す 数 原 滋 彦 (1979年2月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>2005年4月 当社入社 2010年4月 当社群馬工場長 2012年4月 当社営業企画部長 2013年3月 当社取締役経営企画担当 2015年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 2016年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当 2017年3月 当社常務取締役筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当 2018年3月 当社取締役副社長 2019年3月 当社代表取締役副社長 2020年3月 当社代表取締役社長 2022年3月 当社代表取締役社長新規事業担当兼内部監査担当 2023年11月 当社代表取締役社長新規事業担当兼内部監査担当兼生産担当兼全社生産技術担当 2024年1月 当社代表取締役社長新規事業担当兼内部監査担当 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 uni-ball Corporation CEO C. Josef Lamy GmbH アドバイザリーボードメンバー 一般財団法人表現革新振興財団 代表理事</p> <p>[取締役候補者とした理由] 群馬工場長、国内外の営業企画部長及び経営企画、商品開発、新規事業等の責任者を歴任し、国内外の生産から販売にわたる多様な経験と知見を有しており、当社代表取締役社長として優れた経営執行力とリーダーシップを発揮しております。このことから、機動的な経営判断及び迅速な業務執行のさらなる強化を図り、また当社の事業成長と企業価値向上を目指すうえで重要な役割を担う人物であるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	381,740株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	切田和久 (1958年11月13日生) <b>再任</b>	1981年4月 当社入社 2003年4月 当社商品開発部長 2007年4月 当社群馬研究開発センター所長 2011年4月 当社商品開発部長 2012年3月 当社取締役商品開発部長 2016年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当 2018年3月 当社常務取締役技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当 2020年3月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当 2021年3月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当兼環境担当 2022年3月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当 2024年3月 当社取締役専務執行役員技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当（現任）	16,800株
<b>[取締役候補者とした理由]</b> 研究開発における経験を軸に、商品開発、化粧品事業、新規事業などに携わり、技術とビジネスを結び付けて商品化するという多くの実績と経験を有しております。また、サステナビリティ担当として、部門横断的に持続的な事業体制の構築に向けて活動を行ってまいりました。これらの豊富な経験に基づく見識が、当社における持続可能な体制のさらなる整備、構築に寄与すると判断しており、また経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	鈴木孝雄 (1962年12月14日生) 再任	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社社長室長 2009年8月 当社営業企画部長 2013年4月 当社経営企画室長 2017年4月 当社ITソリューションセンター所長 2018年4月 当社理事ITソリューションセンター所長 2019年3月 当社執行役員ITソリューションセンター所長 2020年3月 当社上席執行役員経営企画室長兼システム担当 2021年3月 当社上席執行役員人事担当兼システム担当 2022年3月 当社取締役上席執行役員人事担当兼システム担当 2023年3月 当社取締役上席執行役員人事担当兼システム担当兼法務担当 2024年3月 当社取締役常務執行役員人事担当兼システム担当兼法務担当 (現任)	8,300株
[取締役候補者とした理由] 経営企画、システム、人事、法務などを中心とする管理部門における豊富な実績と経験を有しております。これらの知見を活かし、多角的な視点から当社を捉え、経営における意思決定と業務執行の監督機能の強化において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	山村伸夫 (1962年8月24日生) 再任	1985年4月 当社入社 2007年4月 当社商品開発部長 2011年7月 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. 代表取締役 2013年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社常務取締役 2015年4月 当社営業企画部長 2017年3月 当社取締役国内営業部長 2019年3月 当社上席執行役員国内営業部長兼商品開発部長 2022年3月 当社常務執行役員国内営業担当兼商品開発部長 2024年3月 当社取締役常務執行役員国内営業担当兼商品開発担当 (現任)	17,400株
[取締役候補者とした理由] 商品開発、国内営業、国内外の主要な子会社で重要な役職を務め、ものづくりと販売の双方の現場におけるマネジメント経験を有しております。その横断的な知識と経験を活かし、管理・監督の面でリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大に貢献しており、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
6	<p style="text-align: center;">あお やま とう じ ろう 青山 藤詞郎 (1951年8月29日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立役員</p>	<p>1979年3月 慶應義塾大学工学博士            1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授            1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授            1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授            2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長            2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役            2016年3月 公益社団法人精密工学会会長            2017年3月 当社社外監査役            2017年4月 慶應義塾大学名誉教授            2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事            2019年3月 当社社外取締役（現任）            2021年8月 一般財団法人慶応工学会理事長（現任）            2023年10月 佐藤製薬株式会社社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]            佐藤製薬株式会社 社外監査役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>機械工学・生産工学を始めとする分野における豊富な知識と経験に加え、学校法人慶應義塾の常任理事等を歴任し、幅広い知見を有しております。これらの経験等を活かし、当社が属する業界にとらわれない視点から、経営の意思決定の健全性や透明性の向上につながる有益な意見や助言をしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。今後も、取締役会や指名・報酬委員会などの場を通じて、このような役割を引き続き担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は8年間となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式数
7	齋藤麻子 (1968年1月21日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>女性</span> </div>	<p>1990年4月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社            1997年9月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社            2000年3月 ルイ・ヴィトンジャパン株式会社入社            2002年6月 株式会社セリュックスCOO            2008年10月 株式会社ドラマティック設立 同社代表取締役            2014年5月 テントウーフォー株式会社設立 同社代表取締役            2015年6月 株式会社ヤオコー社外取締役 (現任)            2015年8月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役            2018年6月 ワタベウェディング株式会社社外取締役            2019年3月 当社社外取締役 (現任)            2020年5月 株式会社三陽商会社外取締役            2020年11月 株式会社サーキュレーション社外取締役 (現任)            2020年11月 株式会社BLOOM設立 同社代表取締役 (現任)            2024年6月 スパークス・グループ株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]            株式会社BLOOM 代表取締役            株式会社ヤオコー 社外取締役            スパークス・グループ株式会社 社外取締役 (監査等委員)            株式会社サーキュレーション 社外取締役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>企業経営やサステナビリティ経営に関する豊富な知見に加え、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と実績を有しており、当社経営陣から独立した立場から、コーポレート・ガバナンスの強化及びダイバーシティの推進を始めとするサステナビリティ活動において多面的な発言を行っており、当社取締役会のさらなる活性化のために重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。今後も、取締役会や指名・報酬委員会などの場を通じて、このような役割を引き続き担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年間となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
8	<p>しま もと ただし 嶋 本 正 (1954年2月8日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1976年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社</p> <p>2002年4月 同社執行役員情報技術本部長</p> <p>2004年4月 同社常務執行役員情報技術本部長兼研究創発センター副センター長</p> <p>2008年6月 同社代表取締役専務執行役員事業部門統括</p> <p>2010年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2015年4月 同社代表取締役会長兼社長</p> <p>2016年4月 同社取締役会長</p> <p>2019年6月 同社取締役</p> <p>2021年6月 同社特別顧問</p> <p>2021年6月 リーディング・スキル・テスト株式会社取締役（現任）</p> <p>2022年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2022年7月 PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）公益監督委員会委員（現任）</p> <p>2023年6月 セイコーホームズ株式会社社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] セイコーホームズ株式会社 社外取締役 リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役 PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員</p>	6,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長年にわたり、株式会社野村総合研究所の経営に携わってこられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることに加え、コーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と知識を活かし、当社経営陣から独立した立場から、当社における経営の意思決定の健全性や透明性の向上のために重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。今後も、取締役会や指名・報酬委員会などの場を通じて、このような役割を引き続き担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年間となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
9	<p>ほん ぼう よし ひろ 本坊吉博 (1957年3月19日生)</p> <p><b>新任 社外 独立役員</b></p>	<p>1979年4月 三井物産株式会社入社 2010年4月 同社執行役員 2012年4月 同社常務執行役員 2014年4月 同社専務執行役員 2014年6月 同社代表取締役専務執行役員 2017年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社顧問 2019年4月 株式会社バルカー副社長執行役員 2019年6月 同社代表取締役社長COO 2020年6月 東ソー株式会社社外取締役（現任） 2024年6月 株式会社バルカー取締役副会長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 東ソー株式会社 社外取締役 株式会社バルカー取締役副会長</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>長年にわたり、三井物産株式会社及び株式会社バルカーの経営に携わってこられ、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を活かし、当社経営陣から独立した立場から、適切な経営の監督を行うとともに当社における経営の意思決定の健全性や透明性の向上のために重要な役割を果たしていただけると判断しており、このような役割を担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 数原滋彦氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
2. 数原滋彦氏はユニポリマー株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
3. 数原滋彦氏はuni-ball CorporationのCEOを兼職しております。当社は同社に対して当社製品の卸売販売を行っております。
4. 数原滋彦氏はMITSUBISHI PENCIL EUROPE SASのChairmanを兼職しております。当社は同社に対して当社製品の卸売販売を行っております。
5. 数原滋彦氏は一般財団法人表現革新振興財団の代表理事を兼職しております。当社は同団体から同団体の事務の支援に関する業務を受託しております。
6. 上記1.から5.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 青山藤詞郎氏、斎藤麻子氏、嶋本正氏及び本坊吉博氏は社外取締役候補者であります。
8. 当社は、青山藤詞郎氏、斎藤麻子氏及び嶋本正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。また、新任候補者である本坊吉博氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。

9. 当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外とする）補償契約を締結しており、各再任候補者の再任が承認された場合は、各氏との契約を継続する予定であります。また、新任候補者である本坊吉博氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各再任候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に選任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、新任候補者である本坊吉博氏の選任が承認された場合、同氏も被保険者に含まれることとなります。当社は、本議案により選任された取締役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
11. 当社は、青山藤詞郎氏、斎藤麻子氏及び嶋本正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、新任候補者である本坊吉博氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
12. 社外取締役候補者である青山藤詞郎氏、斎藤麻子氏、嶋本正氏及び本坊吉博氏は、47ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。
13. 新任候補者である本坊吉博氏が株式会社バルカーの取締役副会長として在任中であった2021年12月頃から、同社の幹部社員らが特定の取引先と示し合わせるなどして取引先に対し代金の水増し発注を行い、捻出した資金の一部を幹部社員らが着服していた事実が2024年8月に発覚しました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令順守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。なお、第三者委員会の調査報告書においても、同氏に対する法的責任は認められておりません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役梶川融氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役石田修氏は本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	<p>梶川 融 (1951年9月24日生)</p> <p>かじ かわ とおる</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1976年10月 監査法人中央会計事務所入所</p> <p>1979年9月 公認会計士登録</p> <p>1990年5月 株式会社柿安本店監査役</p> <p>1990年9月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）代表社員</p> <p>1997年6月 株式会社柿安本店社外監査役（現任）</p> <p>2000年7月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）総括代表社員</p> <p>2005年4月 青山学院大学大学院教授</p> <p>2010年4月 同大学大学院客員教授</p> <p>2014年6月 キッコーマン株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2014年7月 太陽ASG 有限責任監査法人（現太陽有限責任監査法人）代表社員会長</p> <p>2017年3月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2023年6月 SOMPO ホールディングス株式会社社外取締役（監査委員会委員）（現任）</p> <p>2023年7月 太陽有限責任監査法人会長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>太陽有限責任監査法人 会長</p> <p>SOMPO ホールディングス株式会社社外取締役（監査委員会委員）</p> <p>キッコーマン株式会社 社外監査役</p> <p>株式会社柿安本店 社外監査役</p>	-
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士としての財務及び会計分野における専門的な知識を有していることに加えて、多様な役位をつとめられるなかで培われた幅広い知見を有しており、これらの経験と見識を当社の監査に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。このことから、当社の社外監査役に適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年間になります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
2	<p>すず き よし あき 鈴木嘉明 (1966年1月29日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>1988年4月 株式会社横浜銀行入行 2016年4月 同行執行役員横須賀支店長兼横須賀プロック営業本部長 2018年4月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ執行役員 2018年4月 株式会社横浜銀行執行役員営業本部副本部長 2019年4月 同行執行役員営業本部長 2019年6月 同行取締役執行役員営業本部長 2020年6月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ取締役 2021年4月 株式会社横浜銀行取締役常務執行役員 2023年4月 株式会社TBK常務執行役員 2023年6月 同社取締役常務執行役員 2024年6月 横浜振興株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 横浜振興株式会社 代表取締役社長</p>	-
<p>【社外監査役候補者とした理由】 金融機関において経営に携わってこられ、企業経営に関する豊富な知識と経験を有していることに加え、財務及び会計分野における相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を当社の監査に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っていただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 梶川融氏及び鈴木嘉明氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は、梶川融氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。また、新任候補者である鈴木嘉明氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防衛費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外とする）補償契約を締結しております。再任候補者である梶川融氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。また、新任候補者である鈴木嘉明氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責

任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしてあります。再任候補者である梶川融氏は、当社の監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の監査役に選任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、新任候補者である鈴木嘉明氏の選任が承認された場合、同氏も被保険者に含まれることとなります。当社は、本議案により選任された監査役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

- 当社は、梶川融氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。引き続き独立役員として指定する予定であります。また、新任候補者である鈴木嘉明氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 社外監査役候補者である梶川融氏及び鈴木嘉明氏は、47ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。なお、新任候補者である鈴木嘉明氏は、株式会社横浜銀行の取締役を務めておりました。当社と同行との間では借入取引を行っておりますが、同基準と照らし合わせ、同行は「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」及び「当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者」という基準には該当しないことから、同氏は独立性を有しているものと判断しております。
- 候補者である梶川融氏が2023年6月から現在まで社外取締役に就任しているSOMPOホールディングス株式会社の子会社である損害保険ジャパン株式会社において、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為に係る事案のほか、中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る損害保険ジャパンによる不適切な対応事案が発生しました。また、SOMPOホールディングスは、2024年1月に、金融庁から保険業法に基づき、中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る損害保険ジャパンに対する経営管理等に関して業務改善命令を受けました。同氏は平素よりグループコンプライアンス遵守に関する模範的取組について提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後においては法令順守や再発防止のための提言を行う等、その職責を適切に遂行しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年3月28日開催の第149回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役の菅野智巳氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。つきましては、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
菅野智巳 (1965年12月17日生)	1994年4月 弁護士登録、成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所）入所 2003年10月 同事務所パートナー 2015年6月 仲通り法律事務所設立 代表弁護士（現任）	—
再任 社外 独立役員	【重要な兼職の状況】 仲通り法律事務所 代表弁護士	
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する高度な専門的知識を有していることから、これらの豊富な知見を当社の監査体制に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1.補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2.菅野智巳氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
 3.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。  
 4.当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外とする）補償契約を締結しております。菅野智巳氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で同様の内容の補償契約を締結する予定であります。  
 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。菅野智巳氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。  
 6.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 7.補欠の社外監査役候補者である菅野智巳氏は、47ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

## 【ご参考】

当社は、2022年に創業150年を迎える2036年に向けた長期ビジョンとしてのありたい姿を「世界一の表現革新カンパニー」と策定し、公表いたしました。この長期ビジョンの達成への足掛かりとともに同時に企業価値の向上を図るための取り組みとして、3年毎の中期経営計画に基づき活動しております。そして、前中期経営計画での進捗を踏まえた施策をさらに推し進め、企業変容とイノベーション創出を実現することを意図し、2025年1月より「uni Advance」を基本方針とした2027年までの中期経営計画をスタートさせました。

これを実現するために、取締役会として、下記スキルマトリックスに記載の知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えております。取締役候補者及び監査役候補者については、これらのスキルのバランス、多様性を考慮した上で選定しております。なお、すべての取締役候補者、監査役候補者及び現任の監査役は、当社又は他の企業等における経営経験を有しております。

取締役／監査役		経営戦略・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル	イノベーション・テクノロジー	ESG(環境・社会・ガバナンス)
代表取締役	数原英一郎	○	○		○		
代表取締役	数原 滋彦	○				○	○
取締役	切田 和久	○				○	○
取締役	鈴木 孝雄	○	○			○	
取締役	山村 伸夫	○			○	○	
社外取締役	青山藤詞郎	○			○	○	
社外取締役	斎藤 麻子	○			○		○
社外取締役	嶋本 正	○				○	○
社外取締役	本坊 吉博	○			○	○	
監査役	村上 恵美	○		○	○		
監査役	小川 浩央	○	○	○			
社外監査役	梶川 融		○	○			○
社外監査役	鈴木 嘉明		○	○			○

(※) 各人の有するスキル等のうち主なもの最大3つに○印をつけています。各人のスキル等の全てを表すものではありません。

## 【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）は、当社に対する独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。

### 1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

### 2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

### 3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

### 4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

### 5. 上記1. から4. に過去3年間において該当していた者。

### 6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

\*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件

当社は、2025年2月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を更新し、改めて導入することを決定いたしました（本議案において、以下、更新前の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を「旧プラン」といい、更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を「本プラン」といいます。）。本議案は当社定款第16条第1項の定めに基づき、本プランを導入するとともに、当社定款第16条第2項及び第3項の定めに基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、旧プランは、2022年3月30日開催の第147回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいてまいりましたが、本総会終結の時をもって有効期間の満了により失効する予定です。本プランの内容については、近時の買収への対応方針や対抗措置に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、対象となる買付等の追加、対抗措置の内容の加筆調整を行い、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際し当該実施が株主の皆様の合理的な意思に基づくものであることを確保するため原則として株主総会を開催することとする等、旧プランの内容を一部見直しております。

また、社外取締役3名を含む当社の取締役全員および社外監査役2名を含む当社の監査役全員が本プランの導入に賛成していることに加え、当社は、本プランの導入について、旧プランの独立委員会による全員一致の承認を得ております。

## 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。筆記具の本質的価値は、「書く、描く」ことによって、お客様一人ひとりが生まれながらに持つ個性や才能を表現し、応援することにあると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、筆記具を世界中の人々に広く提供することに加え、そのような筆記具の本質的な提供価値を起点とした新規事業を創出し育成することにより、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大規模買付行為がなされた場合、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大規模買付行為の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務および事業内容を深く理解するのみならず、下記に示す当社の企業価値の源泉を十分に認識し、それを中長期的な視点で維持・向上させることが求められるところ、もし、かかる要請を満たさない者による大規模買付行為が行われた場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれることになります。当社は、そのように企業価値ひいては株主共同の利益を損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切と考えております。したがって、そのような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1887年（明治20年）の創業以来、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是のもと、高品質で付加価値が高い筆記具をお届けすることで、より多くのお客様に喜んでいただくことを当社の使命として、筆記具事業を中心に活動してまいりました。

しかし、近年、当社を取り巻く環境においてあらゆる変化の波が押し寄せ、将来の予測が困難な時代を迎えております。そのような中で、改めて立ち止まり、当社が長い活動の中でお客様に対してお届けしてきた提供価値を問い合わせ、再定義するに至りました。当社が筆記具という製品を介してお届けしてきた提供価値とは、「書く、描く」ことによって、お客様一人ひとりが生まれながらに持つ個性や創造性をかたちにすることであり、またそういった活動を支えることであると考えております。そして、このお客様への提供価値を問い合わせることが、当社の企業価値の源泉を紐解く上での出発点であります。

当社の事業は、創業者の眞崎仁六の日本にも鉛筆を普及させたいという熱い想いによって、「はさみ鉛筆」を一本ずつ販売することからはじめました。その後、海外製品にも負けない鉛筆をつくりたいと考え、1958年に当社が誇る最高品質の鉛筆「ユニー」が生まれました。

そして現在、当社の筆記具は日本だけではなくアジアや欧州、北米、中近東など世界で100カ国以上のお客様にご愛顧いただくまでに成長し、当社も活動の場を広げてまいりました。また当社の筆記具は、いつの時代も幅広い年齢層の方々にとって身近な存在であり続けました。幼少期のお子さまが小さな手で色鉛筆やサインペンを握りしめ、お絵描きや塗り絵に親しみながら成長し、鉛筆やシャープペンシル、ボールペンで幾多もの事柄を書き綴りながらお年を重ねていくまで、当社の筆記具はお客様の日常と生活に寄り添ってまいりました。そして、優れたアイデアや発想、多くの人々を感動させる作品を生み出す手段としても用いられてまいりました。

当社のものづくりの指針は、uniqueを由来とする「ユニー」というブランドに込められています。世の中で広く愛されるものとなるためには、唯一無二であって、さらに最高品質の商品やサービスでなければならないと考えております。そして、そのような商品やサービスをお届けし続けることの帰趨として、より多くのお客様が生まれながらにして持つ個性や創造性といった「ユニーク」を表現することにつながると信じております。

近年におけるテクノロジーの飛躍的な進化は、多くの製品やサービスを生み出し、従来から用いられてきた筆記具に加えて、お客様の表現手段の選択肢の幅を広げました。さらに、インターネットの普及によって加速度的にボーダレス化が進んだ一方で、地球環境という共

通の資源に対する喫緊の課題への関心の高まりから、お客様の消費に対する価値観は大きく変化し、加えてシェアリングやサブスクリプションを始めとする多様な購買のありかたが拡大を続けております。そして、このような著しい社会環境の移り変わりのなかにおいて、お客様一人ひとりの価値観も多様化し、多様な価値観を表現することへの喜びは益々普遍的なものとなっていると考えております。

当社は、このような環境であるからこそ、改めてこれまでの創業から積み重ねてきたお客様への提供価値に立ち返り、それを起点として、筆記するための道具をつくる「筆記具メーカー」から、お客様それぞれが持つユニークを表現する喜びをお届けする「表現革新カンパニー」へと生まれ変わることを決意いたしました。「生まれながらにすべての人がユニークである」という信念に基づき、「書く、描く」を通じて、世界中のあらゆる人々の生まれながらに持つ個性と創造性を解き放つというお客様への提供価値を具現化してまいりたいと考えております。筆記具には、お客様一人ひとりのユニークを引き出し、高め、彩り、共感しあえるものへと変える力があります。当社は、創業から取り組んできた筆記具事業がお客様にお届けしてきた提供価値と真摯に向き合い、性別、文化、障がいを始めとする一人ひとりが生まれ持った様々な違いを可能性に変えることで、豊かな表現や新たなつながりを生み出すことによって、違いを美しさととらえ、新たな技術によって世界を彩ることに尽力してまいりたいと考えております。

企業価値とは、会社の財産、収益力、安定性、効率性、成長力等株主の利益に資する会社の属性またはその程度をいい、概念的には、企業が将来にわたって生み出すキャッシュフローの割引現在価値の総和であると一般には定義されるものと理解しております。この点、当社は、卓越した品質と高度な技術に裏打ちされた機能性を追求する筆記具をはじめとする商品をお届けすることを通じて、長きにわたりお客様から信頼を獲得してまいりました。当社の取り扱う商品の多くは単なる実用的な道具ではなく、使用する人の価値観やライフスタイルを映し出す存在であると考えております。「書く、描く」という行為を通じて人々の思考を深め、感情を紡ぎ、自己表現を支える存在でありたいという私たちの「ありたい姿」を実現するための各種取り組みとして、当社は、付加価値の高い筆記具による提供価値の拡大、および筆記を通じた新たな可能性を拓く体験価値の提供、成熟市場での深化と新興市場での創造的な進出、既存の枠組みを越えて社内課題解決に寄与することができる新たな事業への挑戦などを掲げております。これらの取り組みが長期的な視点に立った収益構造の強化、未来における持続的なキャッシュフローの拡大にポジティブな影響を与えるものと考えています。

また、その一方で、企業価値という言葉には、世の中に必要とされる商品やサービスを企業が意思を持って送り出す、株主の皆様やお客様をはじめとする当社を取り巻くステークホ

ルダーの方々の期待にお応えするという企業活動それ自体の意義も含まれると考えております。そこでは、当社において企業価値の源泉となるものは、創業以来蓄積された技術力や開発力、個々の従業員が有する豊富な経験や知恵とノウハウ、そしてそれらを育み伝承する企業風土や文化、経営方針であると考えております。そして、環境や時代の変化のなかで、この企業価値の源泉と幾度となく向き合い、研鑽し、磨き続けることによって、当社および当社で働く従業員に躍動感や勢いが生まれ続け、その結果として企業価値も高まり、ひいては株主やお客様、従業員、お取引先、社会コミュニティなど当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々にとっての価値が最大化するものと信じております。

そして、当社は、当社の考える企業価値の源泉を磨き、さらに進化させていくことを通じて、企業としての社会的責任を果たした上で、持続的な成長を目指し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと思います。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社は、2022年に創業150年を迎える2036年に向けた長期ビジョンとしてのありたい姿を「世界一の表現革新カンパニー」と策定し、公表いたしました。この長期ビジョンの達成への足掛かりとすると同時に企業価値の向上を図るための取り組みとして、3年毎の中長期経営計画に基づき活動しております。そして、前中期経営計画での進捗を踏まえた施策をさらに推し進め、企業変容とイノベーション創出を実現することを意図し、2025年1月より「uni Advance」を基本方針とした2027年までの中期経営計画をスタートさせました。その重点方針は、以下の3点であります。

一点目は、筆記具事業の成長継続と多角化推進であり、その概要は、さらなるマーケティング機能の強化と当社グループ全体の協働的な活動によりブランドを価値向上させ、高付加価値商品の提供と潜在的なニーズを踏まえた体験価値の創造を推進するとともに、新興国市場を始めとするエリアの拡大と次の事業展開を見据えた体制構築を通じて、より多くの人々に体験価値を提供していくことです。加えて、販売と生産の連携強化によるグローバルサプライチェーンの最適化により、生産効率向上と環境負荷低減を両立し、持続可能な事業基盤を構築してまいります。

二点目は、非筆記具事業分野における規模拡大とグループにおけるありたい姿実現を牽引する活動の深化です。具体的には、非筆記具事業を企業成長の原動力となる事業の柱に育成するとともに、これらの事業を通じて社会に貢献することを目指します。また、異業種共創を通じたイノベーション創出などにより、ありたい姿実現に向けた企業力強化を推し進めてまいります。

最後に、これら二つの重点方針を実現するための土台づくりとして、当社を取り巻くステ

ークホルダーの皆様との関係のさらなる強化が不可欠と考えており、その上で人的資本や技術力を始めとする保有する有形無形を問わない資産を活かした事業成長における基盤の強化に取り組んでまいります。

当社は、これからも企業価値を継続的に向上させていくためには、当社が考える企業価値の源泉に対して真摯に向き合い、これらを磨き上げ、より深めが必要であると考えております。そして、その取り組みの一環として、この中期経営計画に基づき競争力の更なる強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の方をはじめとした当社を取り巻くすべての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

中期経営計画の詳細につきましては、2025年2月13日付で開示しております「『中期経営計画2025－2027』の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会および監査役会により経営の監督および監査を行っております。取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、さらに取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上とすることにより、独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図ってまいりました。また、経営の監督機能と業務執行機能を分離することによって、客観的な立場から経営を監督する枠組みを強化するとともに、経営の意思決定の迅速化および機動的な業務執行の実現を図ることなどを目的として、執行役員制度を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。

一方で、当社は、コーポレート・ガバナンスとは、当社を取り巻くすべての方にとって「より良い会社をつくるための仕組みづくり」だと考え、その実効性ある取り組みのひとつとして、2021年12月16日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。コーポレート・ガバナンスを強化するために、当社を取り巻くすべての方にとってどのような取り組みが良いのか、継続して考えることが必要であり、当該基本方針の定めるところによって、さらに充実したコーポレート・ガバナンス体制の構築に向けた検討を深め、「より良い会社をつくる」ために、引き続きコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

なお、現在の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の内容につきましては、2022年12月15日に開示いたしました「『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』一部改定のお知らせ」をご参照ください。

### 三 本プランの目的および内容

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って、旧プランを更新し、導入するものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを導入することいたしました。

なお、2024年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大規模買付行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施または中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することいたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①から③のいずれかに該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

##### 記

- ①当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付けその他の取得<sup>5</sup>または第三者が自己の共同保有者<sup>6</sup>となる関係の組成行為
- ②当社が発行者である株券等<sup>7</sup>について、公開買付け<sup>8</sup>を行う者の公開買付け後の株券等所有割合<sup>9</sup>およびその特別関係者<sup>10</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（公開買付けの開始を含みます。）

- 1 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 5 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。本議案において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。なお、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該保有者若しくはその共同保有者または(i)の者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該保有者の公開買付代理人および主幹事証券会社（本議案において「契約金融機関等」といいます。）は、当該保有者の共同保有者とみなします。本議案および本プランにおける株券等保有割合の計算において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 8 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、共同保有者および契約金融機関等は、特別関係者とみなします。本議案において同じとします。

③上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>11</sup>を樹立する行為<sup>12</sup>であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同で行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または当社株主総会が新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を開始または実行してはならないものとします。

#### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

---

11 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社の株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者等および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

12 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（※）以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等においては、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

※営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる以外の日をいいます。

#### 記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>13</sup>
- ②買付等の目的、方法および具体的な内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価格およびその算定根拠
- ④買付等に際して第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑤買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報
- ⑥買付者等と第三者との間で当社の株券等に関する合意がある場合または合意をする予定がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑦買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑧買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針

13 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

14 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

⑩当社のほかの株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（当社取締役会が買付説明書を受領してから60日間を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書を受領してから（但し、独立委員会が買付者等に対して回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するよう求めた場合は、当該回答期限の翌日から）原則として最長90日間（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる買付等の場合には最長60日間）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等

を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

#### (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

##### ①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本対抗措置実施の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本対抗措置の概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置（以下「本対抗措置」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本対抗措置の実施に際し、事前または事後に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨その他本対抗措置の中止を行うべき旨等の新たな勧告を行うことができるものとします。

( i ) 本対抗措置実施に係る勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合<sup>15</sup>

( ii ) 本対抗措置実施に係る勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本対抗措置の不実施の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本対抗措置の実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本対抗措置の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

---

15 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

(f) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本対抗措置を実施するに際し、原則として<sup>16</sup>、株主総会<sup>17<sup>18</sup></sup>を招集し、本対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することとします。

(g) 取締役会の決議

上記(f)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い決議を行うものとします。他方、独立委員会から上記(e)に従って勧告がなされた場合であって、株主総会が開催されない場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本対抗措置の不実施の勧告をした場合または株主総会が本対抗措置を実施することを否決する決議をした場合には、本対抗措置を実施しません。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、具体的な延長期間および延長の理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- 
- 16 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することができます。
- 17 株主総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大規模買付等の目的、方法および内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- 18 株主総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

## (2) 本対抗措置実施の要件

本プランの発動として本対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

### 記

#### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

#### 発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ①株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後

の経営方針または事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

### （3）本対抗措置の概要

当社が本プランに基づき発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。但し、法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該対抗措置が用いられる可能性もあります。

本プランに基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その概要は、以下のとおりとします。

#### （a）本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。）と同数とします。

#### （b）割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

#### （c）本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

#### （d）本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

#### （e）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 買付者等、(II) 買付者等の共同保有者、(III) 買付者等の特別関係者、もしくは(IV) 上記(I)ないし(III)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者の関連者<sup>19</sup>（以下、(I)ないし(V)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり<sup>20</sup>、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権行使することができません。

---

19 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

20 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

## (h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

## (i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとしているもの<sup>21</sup>を対価として交付することができます。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

④その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

21 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができるなどが定められることなどがあります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### **(4) 本プランの導入手続**

本プランについては、当社定款第16条に基づき、本総会における決議により、旧プランを更新して本プランを導入するとともに、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

#### **(5) 本プランの有効期間、廃止および変更**

本プランの有効期間は、本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間とし、当該委任期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の決議、もしくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設もしくは改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年2月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## 4. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む本対抗措置自体は実施されませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本対抗措置実施時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランにおいては、本対抗措置の実施時においても、当社株主の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。本対抗措置を実施する場合には、法令および金融商品取引所の規程に従い、適時適切な開示を行ってまいります。

また、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合に、株主および投資家の皆様に与える影響は以下のとおりです。

#### (i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則として、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.

(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、

本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

#### ( ii ) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の対象株式数1株当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本対抗措置の概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

### (iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## 四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期3カ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収への対応方針に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）をすべて充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収への対応方針に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えます。

(b) 株主意思の重視

本プランは上記三.3.(4)「本プランの導入手続」記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本総会においてその導入をお諮りする予定です。

また、上記三.3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、原則として株主総会において本対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしております。

加えて、本プランには、導入された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締

役会において本プランを廃止する旨等の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、ならびに独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。これにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視および第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客觀的要件の設定

本プランは、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)および上記3.(2)「本対抗措置実施の要件」にて記載したとおり、合理的な客觀的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるため、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、( i )当社社外取締役、( ii )当社社外監査役、又は( iii )有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本対抗措置の実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①本対抗措置の実施又は不実施
  - ②本対抗措置の中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

招集・通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

- ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
- ④買付者等との協議・交渉
- ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
- ⑦本プランの修正又は変更の承認
- ⑧本プラン以外の買収への対応方針の導入の是非の判断
- ⑨その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

[氏名]	青山 藤詞郎 (あおやま とうじろう) 当社社外取締役
[生年月日]	1951年8月29日
[略歴]	1979年3月 慶應義塾大学工学博士 1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授 1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授 1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授 2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長 2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役 2016年3月 公益社団法人精密工学会会長 2017年3月 当社社外監査役 2017年4月 慶應義塾大学名誉教授 2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事 2019年3月 当社社外取締役（現任） 2021年8月 一般財団法人慶應工学会理事長（現任） 2023年10月 佐藤製薬株式会社社外監査役（現任）

※青山 藤詞郎氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。

[氏名]	梶川 融 (かじかわ とおる) 当社社外監査役
[生年月日]	1951年9月24日
[略歴]	1976年10月 監査法人中央会計事務所入所 1979年9月 公認会計士登録 1990年5月 株式会社柿安本店監査役 1990年9月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）代表社員 1997年6月 株式会社柿安本店社外監査役（現任） 2000年7月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）総括代表社員 2005年4月 青山学院大学大学院教授 2010年4月 同大学大学院客員教授 2014年6月 キッコーマン株式会社社外監査役（現任） 2014年7月 太陽ASG有限責任監査法人（現太陽有限責任監査法人） 代表社員会長 2017年3月 当社社外監査役（現任）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

2023年6月 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役  
(監査委員会委員) (現任)

2023年7月 太陽有限責任監査法人会長 (現任)

※梶川 融氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

[氏名] 嶋本 正 (しまもと ただし)

当社社外取締役

[生年月日] 1954年2月8日

[略歴] 1976年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (現株式会社野村  
総合研究所) 入社

2002年4月 同社執行役員情報技術本部長

2004年4月 同社常務執行役員情報技術本部長  
兼研究創発センター副センター長

2008年6月 同社代表取締役専務執行役員事業部門統括

2010年4月 同社代表取締役社長

2015年4月 同社代表取締役会長兼社長

2016年4月 同社取締役会長

2019年6月 同社取締役

2021年6月 同社特別顧問

2021年6月 リーディング・スキル・テスト株式会社取締役 (現任)

2022年3月 当社社外取締役 (現任)

2022年7月 PwCあらた有限責任監査法人 (現 PwC Japan 有限責任監査法  
人) 公益監督委員会委員 (現任)

2023年6月 セイコーエプソン株式会社社外取締役 (現任)

※嶋本 正氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。

以上

## 当社の大株主の状況（2024年12月31日現在）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

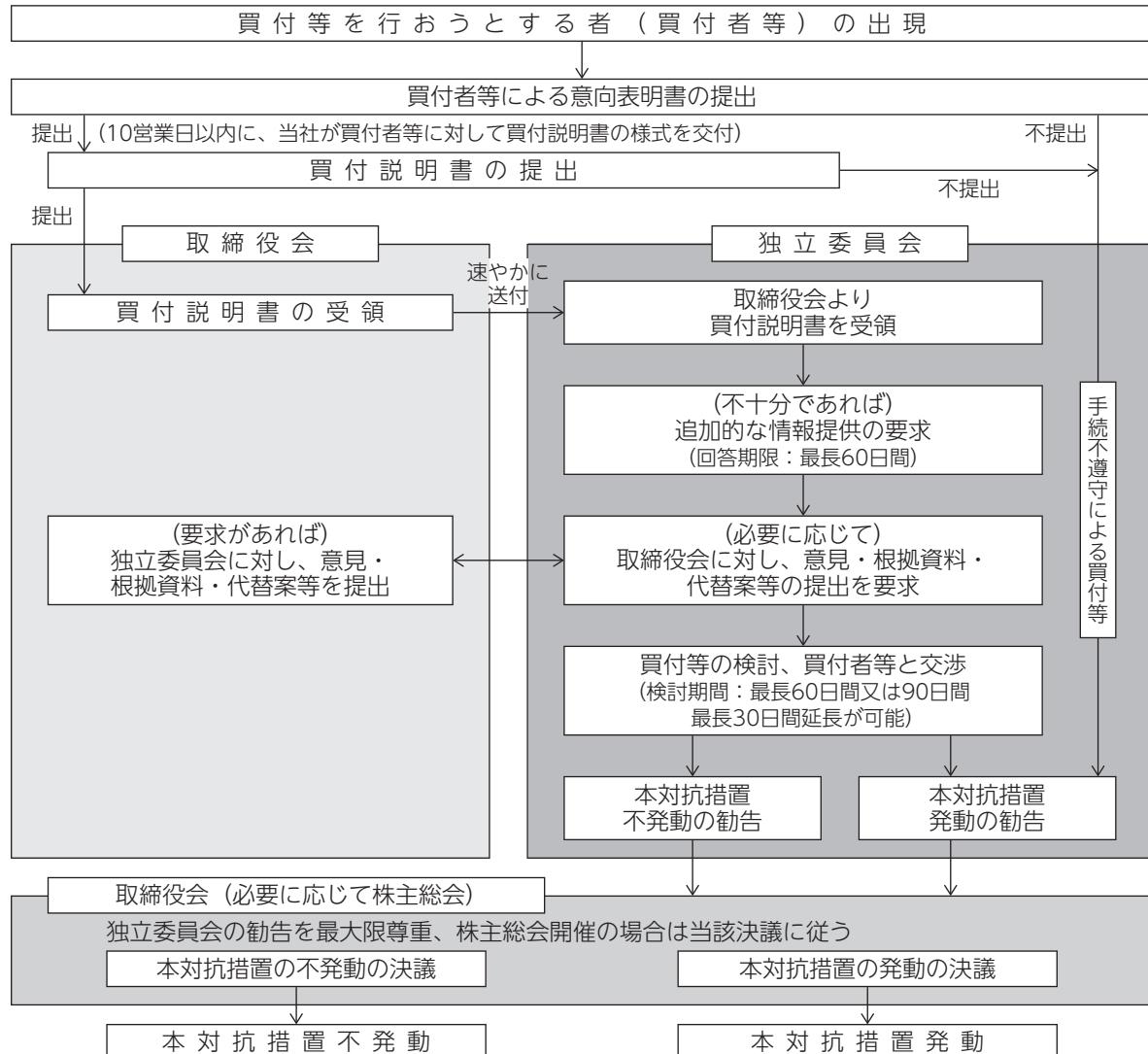
監査報告

株主総会参考書類

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,238百株	5.59%
株式会社 横浜銀行	28,319	4.91
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	28,172	4.88
三菱鉛筆取引先持株会	24,436	4.23
株式会社 三井住友銀行	24,077	4.17
三井住友信託銀行株式会社	23,750	4.11
大同生命保険株式会社	23,440	4.06
三井住友海上火災保険株式会社	17,127	2.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	17,127	2.96
明治安田生命保険相互会社	16,195	2.80

※上記のほか、当社は自己株式を33,745百株保有しております。また、上記「持株比率」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除して算出しております。

## 当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



## ＜株主提案＞

第6号議案から第8号議案までは、株主様1名（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の議案の要領及び提案理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

### 第6号議案 謙渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

#### （1）議案の要領

謙渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、謙渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額4億40百万円以内、付与株式数の上限176,000株と設定し、また、謙渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる社外取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限24,000株と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

#### （2）提案の理由

2020年3月26日開催の当社の第145回定時株主総会で、取締役（社外取締役を除く）に対する謙渡制限付株式付与のための報酬額として年額総額100百万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役を除外しており、謙渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

当社の第149期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の付与実績を見ても、固定報酬226百万円に対し、謙渡制限付株式報酬は27百万円相当となっており、固定報酬の11.95%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで、約25年かかることがあります。取締役と株主との価値共有を図る目的から、謙渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんが、在任期間25年を前提とすることは出来ないため、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、当社は、謙渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

＜当社取締役会の意見＞

## 当社取締役会は、本株主提案（第6号議案）に反対いたします。

当社の取締役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、業務執行を行う取締役については中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬とすること、社外取締役については職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計しております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、基本報酬、賞与及び株式報酬によって構成することとしており、株式報酬については、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

また、社外取締役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることから、基本報酬のみとしております。

当社は、取締役の報酬等の決定における客觀性と透明性を確保することを目的として、独立役員である社外取締役及び社外監査役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬制度の設計に関しては、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会で決定することとしております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその内容について上記の決定に係る方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会及び代表取締役においては、指名・報酬委員会の審議結果を尊重し決定をしております。

当社の取締役の報酬制度は、会社の業績や経営内容に加え、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定しており、こうした制度下において、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額4億40百万円以内、付与株式数の上限176,000株と設定すること、及び社外取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限24,000株と設定する旨の本株主提案は、会社規模、業績水準、当社と同業種・同規模の企業の報酬水準等からして、現時点において、バランスを欠く過大な報酬枠であると考えます。また、社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与については、社外取締役が、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることに照らして、適切ではない面があるものと考えております。

したがいまして、当社取締役会としては、本株主提案（第6号議案）に反対いたします。

## 第7号議案　自己株式取得の件

### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数6,168,000株、取得価額の総額金15,420,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

当社の株価は2024年の間低迷しています。また、当社は約521億円の現金に加えて約238億円の政策保有株式を抱えており、資本効率が不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

＜当社取締役会の意見＞

## 当社取締役会は、本株主提案（第7号議案）に反対いたします。

当社は、「最高の品質こそ 最大のサービス」の社是のもと、メーカーの使命は絶えず技術力を磨き新しい商品を世に出しつづけて行く事であると考えており、長年、売上高の約5%相当を新製品の開発や品質向上等の研究開発投資に注いでまいりました。これにより、高付加価値で高品質の商品を絶えず世に出しつづけることができております。その結果、これまでのところ長期にわたり継続的な売上に貢献するヒット商品に恵まれてまいりました。当社の商品は単年度あるいは数年で発売にこぎつけられるものではなく、長期的に研究開発を繰り返して製品化に至った商品ばかりであり、開発から製品化まで時間を要するビジネスモデルである事も特徴であると考えております。

このように、当社の成長の源泉は長きにわたる継続した研究開発投資がなせる新製品開発力であると考えており、この為、財務戦略、資本戦略も、数十年という長い年月を見越した政策をとっております。

また、当社は、1948年から、戦後77年間という長きにわたり連続して配当を続けており、2002年から2024年までの22年間にわたり、減配をせず累進配当を続けています。なお、2010年以降は、15年連続で増配を続けております。さらに、自己株式取得についても、下記【ご参考】に記載のとおり継続的に実施をしており、「中期経営計画2022-2024」において設定した株主還元目標75億円以上につきましても、それを大きく上回り105億円に達しました。このように、当社は、将来のあるべき姿を見据えた成長投資と株主還元を着実に実行しております。

なお、政策保有株式に関しては、当社は、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持や資金調達、業務提携、営業上の取引関係の維持及び強化、原材料の安定調達といった、安定的な取引関係の維持を目的とするものに加え、直接的な取引関係がない場合においても、中長期的な視点で考えた当社事業の発展及び成長の観点から必要と判断した場合には、経営戦略の一環として、保有する方針であり、毎年取締役会において検証を行い、その結果保有することが合理的と判断した場合に限り、引き続き保有することを決定しております。

当社が上記の成長投資と株主還元の取り組みを行っている中、本株主提案による1年以内の自己株式約150億円の取得は、成長投資の財源を損ない、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を停滞させる恐れがあり、結果として株主のみなさまの利益に繋がらないと判断いたします。当社としては、自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、業績や財務状況、株価水準などを総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

したがいまして、当社取締役会としては、本株主提案（第7号議案）に反対いたします。

### 【ご参考】当社による自己株式の取得状況

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
取得株（株）	289,300	141,100	958,900	660,600	643,700
取得金額（百万円）	451	174	1,257	925	1,540

## 第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。

変	更	前	変	更	後
(員数) 第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。 2 (新設)	(員数) 第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。 2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条 第1項第15号に規定する社外取締役とする。				

### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は3名となっており、3分の1以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役としていることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると言えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有する株式アナリストの登用を検討すべきと考えます。

「株式アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

<当社取締役会の意見>

## 当社取締役会は、本株主提案（第8号議案）に反対いたします。

当社は、取締役の指名及び報酬等の決定における客觀性と透明性を確保することを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。株主総会に付議する取締役の選任議案、代表取締役及び役付取締役の選定、その他の取締役及び委任型執行役員の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの助言を踏まえて、取締役会において決定することとしております。また、指名・報酬委員会は、独立役員である社外取締役が委員である取締役の過半数を占めるとともに、外部からの視点を強化する目的で独立役員である社外監査役も委員に加える構成としております。

当社は、取締役会が、十分な知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えており、取締役候補者については、これらのスキルのバランス、多様性を考慮した上で選定しております。社内取締役の候補者指名においては、優れた人格、豊富な経験や知見、専門性、マネジメント能力に加え、高い倫理観を有しているかといった基準を踏まえ、取締役会全体のバランスや多様性の確保を考慮した上で決定しております。社外取締役については、企業経営に対する知識や経験、専門性を基に、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者としております。なお、本総会において、当社が提案する取締役候補者9名のうち、4名を社外取締役候補者としております。

当社の取締役会は、当社の業務に精通し豊富な経験や知見、専門性を持つ社内取締役と、企業経営に対する知識や経験、専門性を持つ複数名の社外取締役によって構成されており、スキルのバランス、多様性が確保された上で活発な議論が行われるよう適切な人数になっていると考えております。

以上のとおり、当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、十分な知識・経験・能力等を有する最適な構成であり、本株主提案のような規定を定款に設けずとも、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制が構築できているものと考えております。一方、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、将来の時々において最適な取締役会を検討、構成する上での妨げとなる可能性もあると考えます。

したがいまして、当社取締役会としては、本株主提案（第8号議案）に反対いたします。

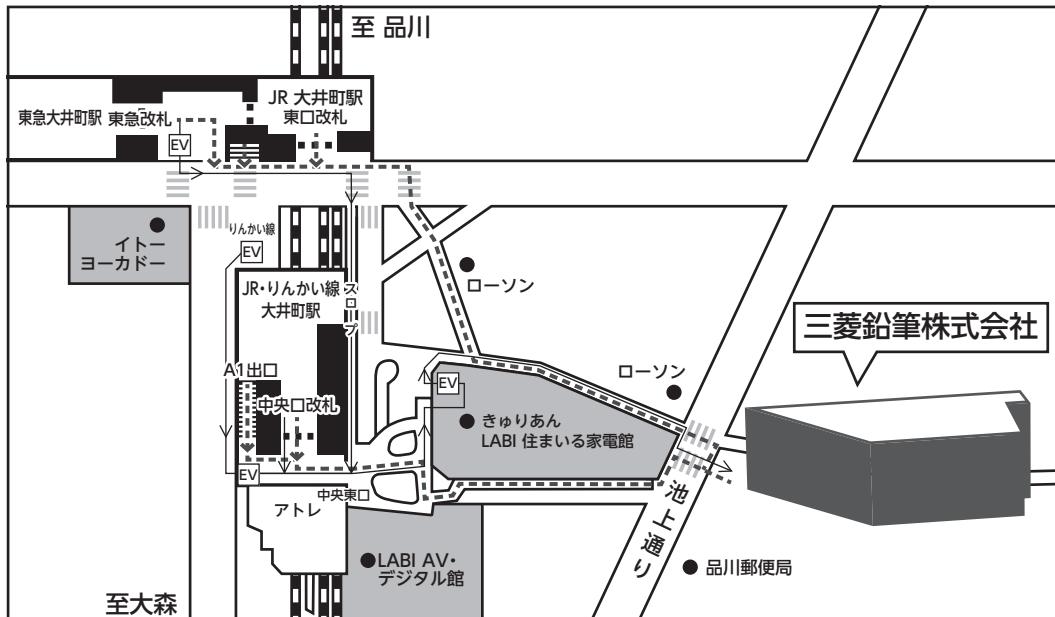
以上

## 株主総会会場ご案内略図

東京都品川区東大井五丁目23番37号

当社本店 2階セミナールーム

電話 03 (3458) 6221



### — バリアフリールート —

- ①JR線：中央東口を出たら直進し、「きゅりあん LABI住まいの家電館」のエレベーターで1階まで降りたあと、上図の矢印に沿ってお越しください。
- ②りんかい線：地下1階の改札階エレベーターで地上へ出たあと、上図の矢印に沿ってJR大井町駅のエレベーターまで進み、当該エレベーターで2階改札階へ上がり、中央東口方向へ直進のうえ、「きゅりあん LABI住まいの家電館」のエレベーターで1階まで降りていただき、矢印に沿ってお越しください。
- ③東急線：1階の改札階エレベーターで地上階へ降りたあと、上図の矢印に沿って信号を渡りスロープを直進のうえ、「きゅりあん LABI住まいの家電館」のエレベーターで1階まで降りていただき、矢印に沿ってお越しください。

交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅A1出口  
又は東急大井町線大井町駅から徒歩4~5分

\* 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

